

三重県再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 三重県再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金（以下「補助金」という。）は、三重県再生可能エネルギー等導入推進基金条例（平成26年三重県条例第84号）に基づき、災害時において災害応急対策の拠点として機能する施設等に、再生可能エネルギー等を導入し、災害に強く、環境への負荷の少ない地域づくりを推進することを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象者等)

第3条 知事は、平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）交付要綱（平成26年6月24日付け環政計発第1406242号環境事務次官通知。以下「国要綱」という。）及び平成26年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領（平成26年6月24日付け環政計発第1406242号環境省総合政策局長通知。以下「国実施要領」という。）に基づき実施する再生可能エネルギー等導入推進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 補助金の交付の対象となる事業内容及び補助対象者は別表第1のとおりとする。
- 3 補助率及び上限額は別表第2のとおりとする。
- 4 前項により算出した額に、千円に満たない端数は切捨てるものとする。ただし、基金事業の精算時において生じた千円未満の端数はこの限りではない。
- 5 補助対象経費は別表第3のとおりとする。

(実施計画書の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ実施計画書（様式第1号）を、別に定める期日までに、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(実施計画書の承認)

第5条 知事は、前条の規定による実施計画書の提出があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その結果を総合的に判断して計画の承認を行うも

のとする。

- 2 知事は、前項の規定による承認にあたっては、必要に応じて条件を付し、又は計画に係る事項につき修正を加えて承認することができる。
- 3 知事は、計画の承認をしたときには、その内容を申請者に通知するものとする。
- 4 知事が当該計画を審査するために必要な事項は別に定める。

(実施計画書の取り下げ)

第6条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容に不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による実施計画書の取り下げがあったときは、当該計画に係る承認はなかったものとみなす。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者(第5条による計画の承認通知を受けた者に限る。以下「補助申請者」という。)は、交付申請書(様式第2号)を、別に定める期日までに、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助申請者は、前項の規定による補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の着手時期及び遂行)

第8条 補助事業の着手時期(発注、契約)は、交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が認めた場合はこの限りではない。

- 2 前項ただし書きにより補助金を受けようとする場合は、第7条の規定により提出する交付申請書に、事前着手理由書(様式第2号別紙1)を添付するものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度の3月末日までに事業を完了しなければならない。
- 4 前項に規定する事業の完了とは、補助事業の内容の完了若しくは支払いの完了とする。なお、補助事業の支払いが年度を超える場合でも、遅くとも翌年度4月末日までに支払を完了しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときはその内容

を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、交付決定指令書により、補助金交付決定者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定にあたっては、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 暴力団排除要綱別表に掲げるいずれかに該当しないこと。

(2) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

3 知事は、第1項の規定による交付決定にあたっては、第7条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについてはこれを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、第7条第2項のただし書きにより交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更申請手続)

第11条 補助事業者は、第9条に規定する交付決定後、補助事業の内容又は経費を変更しようとするときは、変更交付申請書（様式第3号）をあらかじめ関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、次に掲げる事項に該当する軽微な変更の場合についてはこの限りでない。

(1) 補助事業の補助対象経費の事業費の2割未満の変更である場合

(2) 補助事業の目的に変更をもたらすものでない、施工数量等が軽微な変更である場合

2 知事は、前項の変更交付申請書の提出があったときはその内容を審査し、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項に修正を加えて、変更交付決定指令書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止・廃止申請手続)

第12条 補助事業者は、第9条に規定する交付決定後、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- 四 前3号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

(補助事業の遂行状況報告)

第14条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、遂行状況報告書(様式第5号)を知事が要求する期日までに提出しなければならない。ただし、遂行状況報告書の提出までに、第16条の実績報告書を提出している場合はこの限りでない。

(補助事業の遅延等の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに事業遅延等報告書(様式第6号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、第8条第3項及び第4項に規定する補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了又は終了の日から15日以内に実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項による実績報告をするにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付決定の内容(第11条による変更交付決定の内容を含む)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第18条 補助事業者は、第17条により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項による補助金の支払を受けようとするときは、支払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（事業効果の把握）

第19条 補助事業者は、毎年度の事業効果を把握し、事業効果等報告書（様式第9号）を、基金事業実施期限内及び基金事業実施期限の翌年度以降の5年間の当該年度末の翌月15日以内に、知事に提出しなければならない。

（売電収益により造成した基金の状況報告）

第20条 補助事業者は、当該年度に実施した管理基金事業等について、管理基金状況報告書（各年度報告書）（様式第10号）を当該年度末の翌月15日以内に、知事に提出しなければならない。

（補助金に係る経理）

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第22条 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式11号）を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（民間補助事業における利益等排除）

第23条 補助事業者が自身又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社若しくは子会社、同条第5項に規定する関連会社若しくは同条第8項に規定する関連会社から調達（工事を含む。）を受けることによって補助事業を実施しようとする場合（他の会社を経由する場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、利益等の排除を行うものとする。

（1）補助事業者自身から調達を受ける場合には、原価をもって補助対象経費とする。
この場合において原価とは、当該調達品の「製造原価」とする。

（2）補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業から調達を受ける場合であって、取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は零とする。）

をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

- (3) 補助事業者の関係会社（前号に掲げる者を除く。）から調達を受ける場合であって、取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は零とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（財産の管理等）

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等に係る財産管理台帳（様式第12号）を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後においても、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分する場合において、補助事業者に収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

（財産処分の制限）

第25条 規則第20条1項第2号の知事が指定する財産は、取得財産等のうち、所得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

2 規則第20条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

3 前項の規定により定められた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保を供し（以下「処分」という。）ようとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号）に定める申請書を、また包括承認事項に係るものについては申請書をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（事業の検査等）

第26条 知事は事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

2 知事は前項の検査により、適化法、適化法施行令、国要綱、国実施要領、規則、要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合は、補助事業者

対し、適合させるための措置をとるべきことを命じることができるものとする。

(成果の調査)

第27条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、成果に関する検証を行い、又は補助事業者に成果を公表させることができる。

(補助事業の明示)

第28条 補助事業者は、県民等に補助金の趣旨を周知するため、補助金により実施されるすべての事業について、補助対象設備に、「三重県再生可能エネルギー等導入推進基金事業」と見やすい箇所に標示を行うこととする。

(その他)

第29条 規則、要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成26年10月24日から適用する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

| 事業名 | 事業内容 | 補助対象者 (事業実施主体) |
|-------------------------------|---|-------------------|
| <p>公共施設における再生可能エネルギー等導入事業</p> | <p>県内市町が所有する公共施設であって、災害対策本部機能を担う施設、孤立地域の指定避難所となる施設等において、再生可能エネルギー等を導入する事業</p> <p>【再生可能エネルギー等の例示】 再生可能エネルギーの例示として、①太陽光、②風力、③小水力、④地中熱、⑤廃熱や地熱、⑥バイオマス、⑦その他（太陽熱・雪氷熱等） 再生可能エネルギーに附帯するものとして、⑧蓄電池、⑨街路灯・道路灯※1、⑩屋内高所照明※2、⑪高効率照明・高効率空調※3、⑬その他（燃料電池等）</p> <p>※1 再生可能エネルギーや蓄電池を併設したLED街路灯や調光機能を有するLED灯等、長寿命の街路灯で、避難所に通じる道路に設置するものに限る。</p> <p>※2 点灯時に大きな電圧が必要な水銀灯を、LED灯等、長寿命の照明に更新する場合に限る。</p> <p>※3 再生可能エネルギー等を導入し、そのエネルギーを効率的に活用するために施設へ設置する場合に限る。</p> <p>【公共施設】 県内市町が所有する公共施設等であって、耐震性を有すると判断できる建築物等</p> <p>【再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）との関係】 基金を活用して導入し、発電した電気は専ら自家消費に限る。余剰電力の逆潮は対象として差し支えないが、FITによる余剰電力の売電は不可。（電気事業者との個別契約による売電は可能。） 売電収入については、基金に別勘定を設け、又は新たな基金を造成し、その用途についても適切に管理する。</p> | <p>県内市町</p> |
| <p>民間施設における再生可能エネルギー等導入</p> | <p>各種法人が所有する施設であって、災害時に市町の指定避難所となる施設において、再生可能エネルギー等を導入する事業</p> <p>【再生可能エネルギー等の例示】</p> | <p>各種法人</p> |

| | | |
|------|--|--|
| 促進事業 | <p>公共施設再生可能エネルギー等導入事業と同様</p> <p>【民間施設】 各種法人が所有する民間施設等であって、耐震性を有すると判断できる建築物等</p> <p>【再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）との関係】 基金を活用して導入し、発電した電気は専ら自家消費に限る。余剰電力の逆潮は対象として差し支えないが、FIT による余剰電力の売電は不可。（電気事業者との個別契約による売電は可能。）</p> | |
|------|--|--|

別表第 2（第 3 条関係）

| 事業名 | 補助率及び上限額 |
|--------------------------|--|
| 公共施設における再生可能エネルギー等導入事業 | <p>当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入額を控除した額に 10 分の 10 を乗じて得た額</p> <p>高効率照明、高効率空調の導入分については、当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入額を控除した額に 3 分の 2 を乗じて得た額を上限とする額</p> <p>ただし、照明については、屋内高所照明であり、高効率のための交換を主目的とせず、点灯時に大きな電圧が必要となる水銀灯を更新する場合、又は道路灯・街路灯の場合は除く。</p> |
| 民間施設における再生可能エネルギー等導入促進事業 | <p>当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入額、消費税及び地方消費税額を控除した額に 3 分の 1 を乗じて得た額で、一事業あたり 1,000 万円を上限とする額</p> |

別表第3（第3条関係）

| 区分 | 費目 | 細目 | 内容 |
|-----|------|------------------|--|
| 設計費 | 設計費 | 設計費 監理費 | 基本設計、実施設計に要する費用 工事監理に要する費用 |
| 設備費 | 設備費 | | 事業を行うために直接必要な機械装置、設備器具の購入、購入物の運搬、調整及び据付け等に要する費用 |
| 工事費 | 本工事費 | (直接工事費) 材料費 | 事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。 |
| | | 労務費 | 本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。 |
| | | 直接経費 | 事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。） |
| | | (間接工事費) 共通仮設費 | 次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 |

| | | | |
|-----|--------|-------|---|
| 事務費 | 事務費 | | <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表</p> |
| | 付帯工事費 | 現場管理費 | |
| | 機械器具費 | 一般管理費 | |
| | 測量及試験費 | | |

| | | | <p>第4のとおりとする。事務費は、設計費及び工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table> | 号 | 区分 | 率 | 1 | 5,000万円以下の金額に対して | 6.5% | 2 | 5,000万円を超え1億円以下の金額に対して | 5.5% | 3 | 1億円を超える金額に対して | 4.5% |
|---|------------------------|------|--|---|----|---|---|------------------|------|---|------------------------|------|---|---------------|------|
| 号 | 区分 | 率 | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 5,000万円以下の金額に対して | 6.5% | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 5,000万円を超え1億円以下の金額に対して | 5.5% | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 1億円を超える金額に対して | 4.5% | | | | | | | | | | | | | |

別表第4

| 区分 | 費目 | 細目 | 細分 | 内容 |
|-----|-------|-------------------|-------|---|
| 事務費 | 事務費 | 共済費 | 社会保険料 | この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいう。 |
| | | 賃金 | | この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいう。 |
| | | 旅費 | | この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいう。 |
| | | 需用費 | 印刷製本費 | この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。 |
| | | | 消耗品費 | この費目から支弁される事務手続きのために必要な各種事務用品類（備品購入費に係るものを除く）の購入のために必要な経費をいう。 |
| 役務費 | 通信運搬費 | この費目から支弁される事務手続きの | | |

| | | | |
|--|--|-------------|--|
| | | 委託料 | ために必要な郵便料等通信費をいう。 |
| | | 使用料及 賃借料 | この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。 |
| | | 備品購入 費 | この費目から支弁される事務手続きのために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいう。 |